

## **1. 都市計画マスタープランの位置づけ**

- 1-1 策定の背景と目的
- 1-2 位置づけと役割・効果
- 1-3 計画の対象
- 1-4 計画の目標年次

## 1-1 策定の背景と目的

八雲町では、平成14年度に「八雲町都市計画マスタープラン」を策定している。計画の目標期間は、平成14年度から令和3年度までの20年間である。上位計画である「新八雲町総合計画<sup>※</sup>」は計画の中間年である平成24年度に「後期基本計画」が策定され、当計画との整合性を図るため、平成27年7月に「八雲町都市計画マスタープラン<改定版>」としての見直しを行っている。

その後、平成29年度に「第2期八雲町総合計画」を策定、この計画に基づき総合的なまちづくりを推進しているところである。

都市計画マスタープランは、令和3年度で計画期間が満了することから、新たに20年間を計画期間とする見直しを行い、第2期八雲町総合計画における理念や目標を受け継ぎつつ、都市部における都市づくりの基本的な考えを示すものである。

## 1-2 位置づけと役割・効果

都市計画マスタープランは、『第2期八雲町総合計画』と『八雲町都市計画 都市計画区域<sup>※</sup>の整備、開発及び保全の方針<sup>※</sup>』との整合を図り、都市計画部門の基本的方針を示す計画として位置付けられる。平成31年3月に策定した「八雲町立地適正化計画」は、都市再生特別措置法第81条に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療、福祉、商業等）の立地の適正化を図るための計画として、都市計画マスタープランを補完するとともに、当該マスタープランの一部とする。

都市計画マスタープランの策定により、将来の明確な都市づくりのビジョンを示すことができ、都市計画部門のみならず、関連部局との連携等により効果的な事業展開が期待できる。また、住民と行政との協働による策定を通して、町民への情報提供、合意形成等においての効果が期待される。

なお、計画の内容は以下のような事項を配慮しながら町民への理解に配慮したものとする。

### ①町民がわかりやすい目標・計画

・多くの人々が理解できる都市計画マスタープラン

### ②目標の実現にあたって、何が大切で何に取り組むべきか明確に示した計画

・戦略的な市街地づくりを行うための、明確な指針を示した計画づくり

### ③町民と行政が適切な役割分担のもと、一体となって実現できる計画

・行政のみならず、町民との連携・協力により、効果的な市街地づくりを進めることができる計画

## 1-3 計画の対象

都市計画マスタープランは、用途地域<sup>※</sup>を含む都市計画区域を対象とする。



